

✚ 貨物概要

長方形の織物に広告をシルクスクリーン印刷したもので、支柱に取り付けるための乳（ち）を端に縫い付けたもの

材 料：ポリエステル織物 100%

サイズ：約 650mm×1,800mm

用 途：店舗屋外での広告用

✚ 分類

関税率表第 4911.10 号（統計番号 4911.10-000）のその他の印刷物（広告その他これに類する物品）

✚ 分類理由

本品は、合成繊維製織物に広告用の文字等を印刷した物品です。

関税率表解説第 63.07 項（4）に旗、ペナント（催し物、お祭り用の旗を含む。）が記載されていますが、同表解説第 63.07 項の除外規定(c)により印刷物は除外されています。

また、同表解説第 49 類総説に「その物品の本質的な性格及び用途が、モチーフ、文字又は絵が印刷されているという事実によって決定されるすべての印刷物を含む。」と規定されており、本品は、印刷された文字等が広告用のぼり旗としての本質的な性格及び用途を決定していると認められますので、上記のとおり分類されます。





注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）